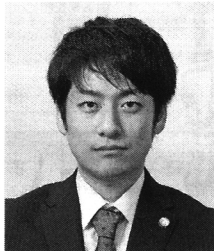


知って得する!

法律コラム



弁護士 松本達也

珍しい裁判手続きのご紹介！
少額訴訟って何？

弁護士法人よつば総合法律事務所

経営法務全般。特に、人事労務問題、契約書等のリーガルチェック、紛争対応（債権回収・株主間紛争・その他企業様の各種訴訟）が主な取扱い業務。

千葉県内の企業様を中心に400社強の企業様と顧問契約を締結。（2024年1月1日現在）

柏事務所：〒277-0005 柏市柏1-5-10 水戸屋寄番館ビル4F Tel: 04-7168-2300

千葉事務所：〒260-0015 千葉市中央区富士見1-14-13 千葉大栄ビル7F Tel: 043-306-1110

Email: info@yotsubasougou.com

こちらから企業法務サイトが
ご覧になれます。

1 はじめに

よつば総合法律事務所の弁護士の松本です。先日企業様より少額訴訟という裁判を起こされたのですがどう対応すれば良いのでしょうか？というご相談をいただきました。

少額訴訟という手続きはあまり聞いたことがない方も多いのではないのでしょうか。弁護士として業務をしている中でも少額訴訟に触れることは珍しいです。本日は、弁護士松本から少額訴訟の手続きとその特徴を解説させていただきます。

2 そもそも少額訴訟とは？

少額訴訟とは、60万円以下の金銭の支払を求める訴訟を、簡易裁判所で、特別な手続に従って迅速に解決する訴訟手続のことを言います。原告が少額訴訟を希望し、被告がそれに異議を述べない場合に少額訴訟によって審理が進められます。

また、証拠は裁判の当日にすぐ調べることができるものに制限されています。そのため、紛争内容が複雑で証人が多く1回の審理で終わらないことが予想される事件については、裁判所の判断で通常訴訟により審理される可能性があります。

少額訴訟の中でも判決ではなく話し合いで解決（和解）するという方法もあります。話し合いによる解決の見込みがない場合には、原則としてその日のうちに判決の言渡しをすることになります。

尚、少額訴訟は金銭の支払いを求める訴訟に限られるため、少額訴訟によって建物の明渡しや物の引渡しを求めることは出来ません。また、同じ簡易裁判所で少額訴訟を起こすことが出来るのは1年間に10回までという制限もあります。

3 少額訴訟の大まかな流れ

- (1) 原告が簡易裁判所に訴状・証拠書類を提出
↓
- (2) 簡易裁判所が訴状を審査し、被告に訴状・期日呼出状・証拠書類を送る
↓
- (3) 被告が答弁書を提出
↓
- (4) 簡易裁判所で審理（原則1回で終わり）
↓
- (5) 和解若しくは判決

4 少額訴訟のメリット

- (1) 判決までが早い
少額訴訟は原則として1回の審理で判決が出ることになります。そのため、通常訴訟に比べて判決までが早いというメリットがあります。
- (2) 分割払いや支払い猶予の判決がされることもある
通常の裁判で原告の主張を全て認めるという判決がされた場合、その内容は全額を一度に支払えという意味になります。他方、少額訴訟の判決では、仮に原告の主張を全て認めるという判決であっても、裁判所は分割払いや支払い猶予（〇月〇日までに支払え）という判決をすることが出来ます。
- (3) 和解による解決も可能
和解による解決が可能であることは通常の訴訟でも同じですが、1回の裁判期日で和解が出来るというのは早期解決という点でもメリットと言えます。

5 少額訴訟のデメリット

- (1) 通常訴訟への移行
原告側が少額訴訟を希望したとしても被告側が通常訴訟による審理を希望した場合は通常訴訟で審理されることとなります。
- (2) 少額訴訟では、地方裁判所への控訴が出来ない
判決内容に不服がある場合、本来であれば上級の裁判所に対して控訴をすることが出来ます。しかし、少額訴訟の場合は、控訴することが出来ず、判決内容に不服がある場合は、判決正本を受け取った日から2週間以内に、その判決に対して異議申立てという手続きをとることとなります。異議申立てをした場合は、同じ簡易裁判所で通常の訴訟手続によって、引き続き原告の請求について審理を行ったうえで判決となりますが、この判決が最終決定となり控訴することができません。

6 さいごに

本日は少額訴訟という裁判手続きについてご紹介させていただきました。少額訴訟には簡易迅速に判断を求めることが出来るというメリットはありますが、控訴が出来ない等のデメリットもあります。債権回収などで少額訴訟を検討してみたい、あるいは、少額訴訟を起こされてしまって対応に困っているという企業様はお近くの弁護士にご相談ください。